

国民健康保険条例参考例の一部改正について

国民健康保険条例参考例の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例による改正後の第十六条第一項の規定は、令和三年度以後の年度分の保険料について適

用し、令和二年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。